

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年1月6日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金井 政則
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	二宮 淳恵
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シェール関連株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年7月7日から平成28年7月8日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出しましたので、平成27年 7月 6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (3)【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

( 略 )

委託会社の概況（平成27年4月末日現在）

( 略 )

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

&lt;訂正後&gt;

( 略 )

委託会社の概況（平成27年10月末日現在）

( 略 )

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	41,149株	4.99%

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

&lt;更新後&gt;

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取

引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引に限ります。）

八．金銭債権

二．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託であるシェール関連株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証書

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ．コマーシャル・ペーパー

ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からル．までの証券または証書の性質を有するもの

ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

コ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ク．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

ケ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ツ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ネ．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ラ．外国の者に対する権利でナ．の有価証券の性質を有するもの

## b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ．外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

## c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

## (参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

## シェール関連株マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	米国、カナダおよびメキシコの取引所上場（上場予定を含みます。）株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>米国、カナダおよびメキシコのシェール関連企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資します。</p> <p>投資にあたっては、米国、カナダおよびメキシコの企業の中から、シェールガス/オイルの生産拡大により成長が期待される企業、エネルギーコストの低下により恩恵を受ける企業に着目します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、投資環境および企業の業績動向、成長性等を勘案して行います。</p> <p>原則として、株式の組入比率は高位とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主要な投資制限	<p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年4月9日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。</p>
信託報酬	ありません。

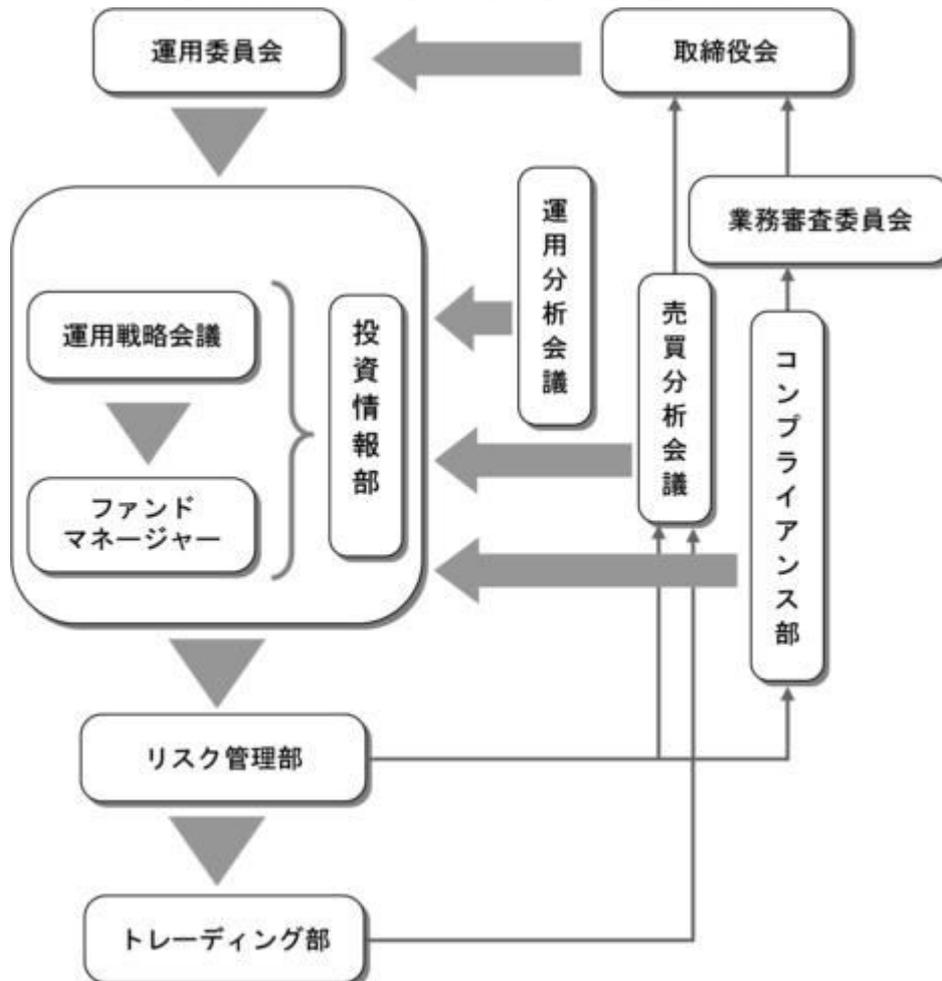
その他	<p>・デリバティブ取引等に係る投資制限</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>
-----	---

## (3) 【運用体制】

&lt;更新後&gt;

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用各部署より運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

投資情報部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析等をもとに、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、投資者に経済情勢等に関するタイムリーな情報を発信します。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （2名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （5名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

#### 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

#### ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成27年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

### （５）【投資制限】

<更新後>

#### <約款に基づく投資制限>

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記 a の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記 a の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - イ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - ロ．株式分割により取得する株券
  - ハ．有償増資により取得する株券
  - ニ．売出しにより取得する株券
  - ホ．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
  - ヘ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.を除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の指図および目的

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスク

を回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 上記cにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 上記cにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投

資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- f 上記eにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- g 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- h 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b 上記aの予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c 上記bにおいて、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d 上記bの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

### < 関係法令に基づく投資制限 >

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。
- c 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

## 3【投資リスク】

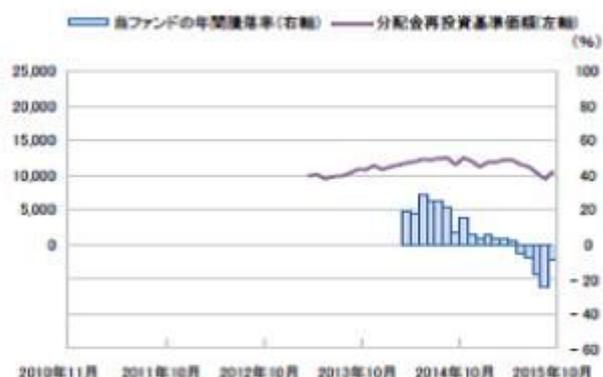
（ 参考情報 ）

< 更新後 >

## (参考情報)

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2010年11月末～2015年10月末



2010年11月 2011年10月 2012年10月 2013年10月 2014年10月 2015年10月

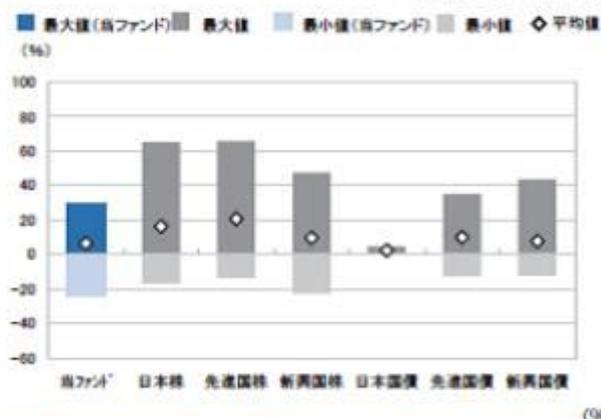
\*分配金再投資基準価額は、取引日の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日当日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\*年間騰落率は、2014年4月から2015年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2010年11月末～2015年10月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	29.2	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△24.5	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△12.4
平均値	6.4	16.2	20.6	9.6	2.3	10.0	7.6

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2010年11月から2015年10月の5年間(当ファンドは2014年4月から2015年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

日本株・・・東京証券指数(TOPIX) (配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 東京証券指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

## JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、JP Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

&lt; 更新後 &gt;

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。  
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

#### 個人受益者に対する課税

##### 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

##### 償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

#### 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

#### 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

## 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」\*をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\*平成28年4月1日より適用開始される、20歳未満の方を対象とした非課税制度です。

## その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成28年1月1日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

平成27年10月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### （1）【投資状況】

#### シェール関連株オープン

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

親投資信託受益証券	日本	2,172,980,198	98.71
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		28,414,757	1.29
合計（純資産総額）		2,201,394,955	100.00

（参考）シェール関連株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,859,193,115	77.06
	カナダ	358,892,067	9.67
	メキシコ	13,843,677	0.37
	オランダ	61,175,400	1.65
	バミューダ	27,594,216	0.74
	キュラソー	109,406,642	2.95
	小計		3,430,105,117
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		280,322,491	7.55
合計（純資産総額）		3,710,427,608	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

シェール関連株オープン

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	シェール関連株マザーファンド	1,967,031,953	1.1182	2,199,535,130	1.1047	2,172,980,198	98.71

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.71
合計	98.71

（参考）シェール関連株マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	株式	PHILLIPS 66	エネルギー	17,700	9,358.86	165,651,981	10,449.38	184,954,150	4.98
2	アメリカ	株式	PDC ENERGY INC	エネルギー	23,500	6,509.78	152,979,968	7,305.98	171,690,694	4.63

3	アメリカ	株式	SEMPRA ENERGY	公益事業	13,400	13,130.94	175,954,717	12,247.17	164,112,078	4.42
4	アメリカ	株式	DIAMONDBACK ENERGY INC	エネルギー	17,000	9,437.45	160,436,718	9,115.86	154,969,620	4.18
5	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	11,300	12,555.46	141,876,755	12,445.44	140,633,540	3.79
6	アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	13,100	11,369.43	148,939,612	10,339.36	135,445,721	3.65
7	アメリカ	株式	MARATHON PETROLEUM CORP	エネルギー	20,000	5,962.78	119,255,760	6,194.91	123,898,320	3.34
8	アメリカ	株式	DOW CHEMICAL CO/THE	素材	18,900	5,847.93	110,525,934	6,153.81	116,307,009	3.13
9	カナダ	株式	ENBRIDGE INC	エネルギー	22,000	5,693.54	125,257,968	5,252.18	115,548,048	3.11
10	アメリカ	株式	QUANTA SERVICES INC	資本財	47,700	3,442.02	164,184,497	2,399.86	114,473,560	3.09
11	アメリカ	株式	AMERICAN WATER WORKS CO INC	公益事業	16,300	6,547.94	106,731,488	6,900.97	112,485,844	3.03
12	アメリカ	株式	POLYONE CORPORATION	素材	27,500	4,325.38	118,948,117	4,024.76	110,680,927	2.98
13	キュラソー	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	11,500	10,411.90	119,736,942	9,513.62	109,406,642	2.95
14	アメリカ	株式	VALERO ENERGY CORP	エネルギー	13,500	7,045.74	95,117,549	7,956.42	107,411,791	2.89
15	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	30,000	3,297.82	98,934,767	3,547.20	106,416,180	2.87
16	アメリカ	株式	SYNERGY RESOURCES CORP	エネルギー	78,000	1,278.32	99,709,107	1,335.94	104,203,710	2.81
17	アメリカ	株式	PPG INDUSTRIES INC	素材	8,200	13,668.95	112,085,422	12,607.45	103,381,106	2.79
18	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	8,400	12,388.12	104,060,248	12,305.20	103,363,697	2.79
19	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	8,000	11,708.79	93,670,370	10,943.86	87,550,944	2.36
20	アメリカ	株式	VULCAN MATERIALS CO	素材	7,500	11,255.21	84,414,133	11,466.15	85,996,170	2.32
21	アメリカ	株式	ASHLAND INC	素材	6,100	13,770.53	84,000,292	13,152.71	80,231,537	2.16
22	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	エネルギー	21,200	3,571.33	75,712,365	3,568.57	75,653,885	2.04
23	アメリカ	株式	CURTISS-WRIGHT CORP	資本財	9,000	8,080.49	72,724,445	8,336.05	75,024,495	2.02
24	アメリカ	株式	TESORO CORP	エネルギー	5,500	10,340.57	56,873,173	13,176.89	72,472,900	1.95
25	オランダ	株式	LYONDELLBASELL INDUSTRIAL A	素材	5,500	11,033.33	60,683,337	11,122.80	61,175,400	1.65
26	カナダ	株式	PEMBINA PIPELINE CORP	エネルギー	20,000	3,734.08	74,681,790	3,010.44	60,208,860	1.62
27	アメリカ	株式	EDISON INTERNATIONAL	公益事業	8,000	7,702.53	61,620,312	7,331.37	58,651,008	1.58
28	アメリカ	株式	GULFPORT ENERGY CORP	エネルギー	15,500	4,832.38	74,901,951	3,711.63	57,530,265	1.55
29	アメリカ	株式	LACLEDE GROUP INC/THE	公益事業	7,500	6,502.21	48,766,647	7,050.88	52,881,660	1.43
30	アメリカ	株式	NEWFIELD EXPLORATION CO	エネルギー	9,000	4,309.79	38,788,154	4,860.18	43,741,620	1.18

## (種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	47.56
		素材	15.41
		資本財	11.77
		運輸	4.47
		公益事業	13.25
合計			92.45

## 【投資不動産物件】

シェール関連株オープン

該当事項はありません。

（参考）シェール関連株マザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

シェール関連株オープン

該当事項はありません。

（参考）シェール関連株マザーファンド

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

シェール関連株オープン

	純資産総額(円)		基準価額(円) (1口当たり)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成25年10月 9日)	12,492,740,320	12,616,990,484	1.0055	1.0155
第2期計算期間末 (平成26年 4月 9日)	13,070,425,835	13,423,678,404	1.1100	1.1400
第3期計算期間末 (平成26年10月 9日)	4,048,973,874	4,121,975,916	1.1093	1.1293
第4期計算期間末 (平成27年 4月 9日)	3,227,603,883	3,285,556,893	1.1139	1.1339
第5期計算期間末 (平成27年10月 9日)	2,290,803,700	2,290,803,700	0.9950	0.9950
平成26年10月末日	3,979,055,323		1.0950	
11月末日	4,344,524,855		1.1894	
12月末日	3,903,660,132		1.1455	
平成27年 1月末日	3,484,623,286		1.0663	
2月末日	3,496,521,725		1.1263	
3月末日	3,320,032,727		1.1313	
4月末日	3,183,200,866		1.1379	
5月末日	3,089,062,720		1.1368	
6月末日	2,847,277,997		1.0800	
7月末日	2,663,975,669		1.0496	

8月末日	2,358,421,345		0.9651
9月末日	2,061,033,623		0.8825
10月末日	2,201,394,955		0.9821

## 【分配の推移】

## シェール関連株オープン

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	平成25年 4月25日～平成25年10月 9日	0.0100円
第2期計算期間	平成25年10月10日～平成26年 4月 9日	0.0300円
第3期計算期間	平成26年 4月10日～平成26年10月 9日	0.0200円
第4期計算期間	平成26年10月10日～平成27年 4月 9日	0.0200円
第5期計算期間	平成27年 4月10日～平成27年10月 9日	0.0000円

## 【収益率の推移】

## シェール関連株オープン

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	平成25年 4月25日～平成25年10月 9日	1.6
第2期計算期間	平成25年10月10日～平成26年 4月 9日	13.4
第3期計算期間	平成26年 4月10日～平成26年10月 9日	1.7
第4期計算期間	平成26年10月10日～平成27年 4月 9日	2.2
第5期計算期間	平成27年 4月10日～平成27年10月 9日	10.7

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

## シェール関連株オープン

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	14,026,154,317	1,601,137,853
第2期計算期間	19,716,494,145	20,366,424,965
第3期計算期間	899,197,197	9,024,180,738
第4期計算期間	569,935,296	1,322,386,851
第5期計算期間	76,262,443	671,517,971

## 参考情報

## 運用実績

## 基準価額・純資産の推移(2013年4月25日~2015年10月30日)



※基準価額は1万円当たり、償還解除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を再投資したものと計算してあります。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2015年10月30日現在  
分配金の推移

2015年10月	0円
2015年4月	200円
2014年10月	200円
2014年4月	300円
2013年10月	100円
設定来累計	800円

※上記分配金は1万円当たり、税引前です。

## 主な資産の状況

## 資産配分

資産	純資産比率
株式	91.25%
その他資産	8.75%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

## 業種別配分(シェール関連株マザーファンド)

業種	純資産比率
エネルギー	47.56%
素材	15.41%
公益事業	13.25%
資本財	11.77%
運輸	4.47%

※組入上位5業種です。  
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 組入上位銘柄(シェール関連株マザーファンド)

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
PHILLIPS 66	アメリカ	エネルギー	4.98%
PDC ENERGY INC	アメリカ	エネルギー	4.63%
SEMPRA ENERGY	アメリカ	公益事業	4.42%
DIAMONDBACK ENERGY INC	アメリカ	エネルギー	4.18%
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	アメリカ	資本財	3.79%
EOG RESOURCES INC	アメリカ	エネルギー	3.65%
MARATHON PETROLEUM CORP	アメリカ	エネルギー	3.34%
DOW CHEMICAL CO/THE	アメリカ	素材	3.13%
ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	3.11%
QUANTA SERVICES INC	アメリカ	資本財	3.09%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。  
 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

## 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2013年はファンドの設定日から年末まで、2015年は10月末までの騰落率を示しています。  
 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 2【換金（解約）手続等】

<更新後>

#### 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

#### 換金申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日

「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。  
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

#### 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、換金申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

#### 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。  
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

#### 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、換金申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214  
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>



## 第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成27年 4月10日から平成27年10月 9日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【シェール関連株オープン】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成27年 4月 9日現在)	第5期 (平成27年10月 9日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	180,278,922	47,918,062
親投資信託受益証券	3,136,688,198	2,271,087,518
未収利息	49	13
流動資産合計	3,316,967,169	2,319,005,593
資産合計	3,316,967,169	2,319,005,593
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	57,953,010	-
未払解約金	10,292	4,974,572
未払受託者報酬	1,005,129	743,521
未払委託者報酬	30,153,683	22,305,415
その他未払費用	241,172	178,385
流動負債合計	89,363,286	28,201,893
負債合計	89,363,286	28,201,893
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*12,897,650,548	*12,302,395,020
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	329,953,335	11,591,320
(分配準備積立金)	73,531,736	56,790,986
元本等合計	3,227,603,883	2,290,803,700
純資産合計	*3,227,603,883	*3,290,803,700
負債純資産合計	3,316,967,169	2,319,005,593

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 平成26年10月10日 至 平成27年 4月 9日	第5期 自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日
<b>営業収益</b>		
受取利息	6,711	3,724
有価証券売買等損益	94,504,100	284,600,680
営業収益合計	94,510,811	284,596,956

	第4期	第5期
	自 平成26年10月10日 至 平成27年 4月 9日	自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日
営業費用		
受託者報酬	1,005,129	743,521
委託者報酬	30,153,683	22,305,415
その他費用	241,172	178,385
営業費用合計	31,399,984	23,227,321
営業利益又は営業損失（ ）	63,110,827	307,824,277
経常利益又は経常損失（ ）	63,110,827	307,824,277
当期純利益又は当期純損失（ ）	63,110,827	307,824,277
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,802,548	36,404,088
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	398,871,771	329,953,335
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,445,222	6,408,008
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,445,222	6,408,008
剰余金減少額又は欠損金増加額	148,718,927	76,532,474
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	148,718,927	76,532,474
分配金	*157,953,010	*1-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	329,953,335	11,591,320

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項 目	期 別
	第5期 自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

( 貸借対照表に関する注記 )

第4期 (平成27年 4月 9日現在)	第5期 (平成27年10月 9日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,897,650,548口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,302,395,020口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 11,591,320円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1139円	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9950円

(10,000口当たりの純資産額	11,139円)	(10,000口当たりの純資産額	9,950円)
------------------	----------	------------------	---------

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 平成26年10月10日 至 平成27年 4月 9日		第5期 自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日	
*1. 分配金の計算過程		*1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収A 益額	16,385,246円	費用控除後の配当等収A 益額	- 円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	42,923,033円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	- 円
収益調整金額 C	256,421,599円	収益調整金額 C	36,551,279円
分配準備積立金額 D	72,176,467円	分配準備積立金額 D	56,790,986円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	387,906,345円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	93,342,265円
当ファンドの期末残存F 口数	2,897,650,548口	当ファンドの期末残存F 口数	2,302,395,020口
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 配対象額	1,338円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 配対象額	405円
10,000口当たり分配金H 額	200円	10,000口当たり分配金H 額	- 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	57,953,010円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第4期 自 平成26年10月10日 至 平成27年 4月 9日	第5期 自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左
------------------	--	----

## 2.金融商品の時価に関する事項

期 別	第4期 (平成27年 4月 9日現在)	第5期 (平成27年10月 9日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第4期 自 平成26年10月10日 至 平成27年 4月 9日	第5期 自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日
該当事項はありません。	同左

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

## 第5期

自 平成27年 4月10日

至 平成27年10月 9日

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1.元本の移動

第4期 (平成27年 4月 9日現在)		第5期 (平成27年10月 9日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,650,102,103円	期首元本額	2,897,650,548円
期中追加設定元本額	569,935,296円	期中追加設定元本額	76,262,443円
期中一部解約元本額	1,322,386,851円	期中一部解約元本額	671,517,971円

## 2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第4期(自 平成26年10月10日 至 平成27年 4月 9日)

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	93,670,065
合計	93,670,065

第5期(自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日)

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	259,158,262
合計	259,158,262

## 3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表  
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円計	シェール関連株マザーファンド	2,031,020,854	2,271,087,518	
		銘柄数：1	2,031,020,854	2,271,087,518	
		組入時価比率：99.1%		100.0%	
合計				2,271,087,518	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

## 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「シェール関連株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

シェール関連株マザーファンド

貸借対照表

科目	期別	注記番号	(単位：円)	
			平成27年 4月 9日現在 金額	平成27年10月 9日現在 金額
資産の部				
流動資産				
預金			280,341,860	321,215,103
コール・ローン			22,406,321	12,502,208
株式			5,011,835,672	3,515,024,213
派生商品評価勘定			6,246	-
未収入金			108,695,724	-
未収配当金			5,541,506	4,126,982
未収利息			6	3
流動資産合計			5,428,827,335	3,852,868,509

科 目	期 別	注記番 号	平成27年 4月 9日現在	平成27年10月 9日現在
			金額	金額
資産合計			5,428,827,335	3,852,868,509
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			48,723	-
未払金			125,615,421	-
流動負債合計			125,664,144	-
負債合計			125,664,144	-
純資産の部				
元本等				
元本		*1	4,257,313,772	3,445,457,009
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			1,045,849,419	407,411,500
元本等合計			5,303,163,191	3,852,868,509
純資産合計		*2	5,303,163,191	3,852,868,509
負債純資産合計			5,428,827,335	3,852,868,509

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。  計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、シェール関連株オープンの計算期間に合わせるため、平成27年 4月10日から平成27年10月 9日までとなっております。

## （貸借対照表に関する注記）

平成27年 4月 9日現在		平成27年10月 9日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,257,313,772口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,445,457,009口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.2457円	1口当たりの純資産額	1.1182円
(10,000口当たりの純資産額)	12,457円)	(10,000口当たりの純資産額)	11,182円)

## （金融商品に関する注記）

## 1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	自 平成26年10月10日 至 平成27年 4月 9日	自 平成27年 4月10日 至 平成27年10月 9日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。</p>	同左
------------------	--	----

## 2.金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	平成27年 4月 9日現在	平成27年10月 9日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

(その他の注記)

## 1.元本の移動

平成27年 4月 9日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成26年10月10日
期首元本額	3,261,418,239円
期首より平成27年 4月 9日までの追加設定元本額	1,826,122,816円
期首より平成27年 4月 9日までの一部解約元本額	830,227,283円
期末元本額	4,257,313,772円
平成27年 4月 9日現在の元本の内訳（*）	
シェール関連株オープン	2,518,012,522円
繰上償還条項付シェール関連株ファンド14 11（限定追加型）	1,739,301,250円

平成27年10月 9日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成27年 4月10日
期首元本額	4,257,313,772円
期首より平成27年10月 9日までの追加設定元本額	31,715,827円
期首より平成27年10月 9日までの一部解約元本額	843,572,590円
期末元本額	3,445,457,009円
平成27年10月 9日現在の元本の内訳（*）	
シェール関連株オープン	2,031,020,854円
繰上償還条項付シェール関連株ファンド14 11（限定追加型）	1,414,436,155円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成27年 4月 9日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	52,602,739
合計	52,602,739

平成27年10月 9日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	185,293,959
合計	185,293,959

## 3. デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

平成27年 4月 9日現在

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	カナダドル	75,153,278	-	75,104,555	48,723
	売建				
	アメリカドル	75,153,278	-	75,147,032	6,246
	合計	150,306,556	-	150,251,587	42,477

## (注)時価の算定方法

## ・ 為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

平成27年10月 9日現在

該当事項はありません。

## 附属明細表

1. 有価証券明細表  
株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	アメリカドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	19,400	72.33	1,403,202.00	
		CARRIZO OIL & GAS INC	9,500	43.15	409,925.00	
		CHENIERE ENERGY INC	12,200	53.29	650,138.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	17,000	76.22	1,295,740.00	
		EOG RESOURCES INC	13,100	87.04	1,140,224.00	
		GOLAR LNG LTD	8,000	33.48	267,840.00	
		GULFPORT ENERGY CORP	15,500	34.94	541,570.00	
		KINDER MORGAN INC	30,100	32.68	983,668.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	20,000	51.08	1,021,600.00	
		NEWFIELD EXPLORATION CO	9,000	38.21	343,890.00	
		PDC ENERGY INC	23,500	60.10	1,412,350.00	
		PHILLIPS 66	17,700	84.58	1,497,066.00	
		SCHLUMBERGER LTD	11,500	76.64	881,360.00	
		SYNERGY RESOURCES CORP	50,000	12.12	606,000.00	
		TESORO CORP	5,500	104.41	574,255.00	
		VALERO ENERGY CORP	13,500	65.71	887,085.00	
		ASHLAND INC	6,100	107.72	657,092.00	
		DOW CHEMICAL CO/THE	18,900	47.79	903,231.00	
		LYONDELLBASELL INDU-CL A	5,500	97.50	536,250.00	
		POLYONE CORPORATION	22,000	33.80	743,600.00	
		PPG INDUSTRIES INC	8,200	95.77	785,314.00	
		VULCAN MATERIALS CO	2,000	95.49	190,980.00	
		GENERAL ELECTRIC CO	30,000	28.03	840,900.00	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	11,300	101.07	1,142,091.00	
		QUANTA SERVICES INC	47,700	26.78	1,277,406.00	
		RYDER SYSTEM INC	5,000	75.13	375,650.00	
		UNION PACIFIC CORP	8,000	97.05	776,400.00	
		AMERICAN WATER WORKS CO INC	16,300	56.84	926,492.00	
		EDISON INTERNATIONAL	8,000	63.72	509,760.00	
		LACLEDE GROUP INC/THE	7,500	56.75	425,625.00	
		NEXTERA ENERGY INC	5,500	100.85	554,675.00	
		SEMPRA ENERGY	13,400	99.66	1,335,444.00	
計		銘柄数：32			25,896,823.00	
					(3,107,359,791)	
		組入時価比率：80.7%				88.4%

カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	21,000	32.17	675,570.00	
	ENBRIDGE INC	22,000	55.85	1,228,700.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	20,000	35.90	718,000.00	
	SUNCOR ENERGY INC	21,200	37.16	787,792.00	
	WHITECAP RESOURCES INC	34,000	13.34	453,560.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	2,000	203.38	406,760.00	
計	銘柄数：6			4,270,382.00	
	組入時価比率：10.2%			(394,241,666)	11.2%
メキシコペソ	MEXICHEM SAB DE CV-*	42,800	43.02	1,841,256.00	
	銘柄数：1			1,841,256.00	
計	組入時価比率：0.3%			(13,422,756)	0.4%
	合 計			3,515,024,213	(3,515,024,213)

(注)1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(平成27年10月30日現在)

### シェール関連株オープン

資産総額	2,207,367,062円
負債総額	5,972,107円
純資産総額( - )	2,201,394,955円
発行済数量	2,241,580,941口
1単位当たり純資産額( / )	0.9821円

## （参考）シェール関連株マザーファンド

資産総額	3,710,427,608円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	3,710,427,608円
発行済数量	3,358,653,109口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1047円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

（平成27年10月末日現在）

(1) 資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

##### (2) 委託会社の機構

###### 委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

###### 運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、運用各部署より運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

投資情報部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析等をもとに、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、投資者に経済情勢等に関するタイムリーな情報を発信します。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

&lt; 更新後 &gt;

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成27年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	165	15,331
追加型公社債投資信託	16	2,206
単位型株式投資信託	42	1,012
単位型公社債投資信託	1	16
合計	224	18,567

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

## 3【委託会社等の経理状況】

&lt; 更新後 &gt;

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		

現金及び預金		8,848,385		11,448,189
有価証券		1,099,945		197,930
未収委託者報酬		1,092,403		1,279,777
未収運用受託報酬		33,673		71,522
未収投資助言報酬		14,381		14,792
前払費用		46,764		49,082
未収収益		55,492		59,173
繰延税金資産		47,866		138,311
その他の流動資産		349		439
流動資産合計		11,239,262		13,259,219
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	25,531	1	23,858
器具備品	1	98,755	1	103,641
有形固定資産合計		124,287		127,500
無形固定資産				
ソフトウェア		5,187		10,941
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		7,310		13,064
投資その他の資産				
投資有価証券		1,996,148		1,630,952
親会社株式		1,605,912		1,764,840
長期差入保証金		122,837		115,054
前払年金費用				50,196
その他		26,705		26,705
貸倒引当金		14,510		14,510
投資その他の資産合計		3,737,093		3,573,237
固定資産合計		3,868,690		3,713,801
資産合計		15,107,953		16,973,020

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	7,217	7,237
未払金	642,435	770,025
未払収益分配金	43	26
未払償還金	3,795	3,795
未払手数料	530,103	655,783
その他未払金	108,494	110,421
未払費用	284,894	520,834
未払法人税等	398,764	425,152
未払消費税等	89,994	217,522
賞与引当金		37,574
流動負債合計	1,423,307	1,978,347
固定負債		
退職給付引当金	208,391	218,014
役員退職慰労引当金	36,470	27,100
繰延税金負債	366,717	427,068

資産除去債務	32,728	33,292
長期未払金	7,815	
固定負債合計	652,123	705,475
負債合計	2,075,431	2,683,823
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	4,706,843	5,727,608
利益剰余金合計	10,605,335	11,626,100
株主資本合計	12,171,835	13,192,600
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	860,687	1,096,597
評価・換算差額等合計	860,687	1,096,597
純資産合計	13,032,522	14,289,197
負債・純資産合計	15,107,953	16,973,020

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,266,731	13,931,095
運用受託報酬	58,040	104,858
投資助言報酬	23,354	34,300
営業収益合計	12,348,126	14,070,254
営業費用		
支払手数料	6,294,536	7,278,031
広告宣伝費	306,596	519,541
公告費	78	284
受益権管理費	13,178	14,118
調査費	1,688,690	1,686,856
調査費	298,195	297,053
委託調査費	1,390,495	1,389,802
委託計算費	271,733	294,726
営業雑経費	267,619	396,503
通信費	49,197	54,072
印刷費	172,416	191,187
諸経費	33,929	136,353
協会費	8,520	9,067

諸会費	3,557	5,823
営業費用合計	8,842,433	10,190,062
一般管理費		
給料	1,422,540	1,498,963
役員報酬	162,372	176,066
給料・手当	1,213,054	1,290,188
賞与	47,114	32,709
交際費	19,202	18,489
寄付金	58,711	40,177
旅費交通費	54,386	72,302
租税公課	25,080	28,350
不動産賃借料	180,329	164,107
賞与引当金繰入		37,574
退職給付費用	54,744	58,095
役員退職慰労引当金繰入	6,660	6,110
固定資産減価償却費	29,475	30,495
諸経費	327,126	355,255
一般管理費合計	2,178,257	2,309,921
営業利益	1,327,435	1,570,270

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	118,222	1	79,096
有価証券利息		1,527		375
受取利息		819		1,496
約款時効収入		21		19
受取負担金		10,793		12,317
受取保険金				12,000
雑益		1,573		2,103
営業外収益合計		132,958		107,408
営業外費用				
信託財産負担金		712		29
固定資産除却損	2	834	2	93
為替差損		291		500
雑損		97		
営業外費用合計		1,935		623
経常利益		1,458,458		1,677,055
特別利益				
投資有価証券売却益				46,700
投資有価証券償還益		48,956		
特別利益合計		48,956		46,700
特別損失				
投資有価証券売却損				13,422
投資有価証券償還損		47,058		
投資有価証券評価損				58,140
特別損失合計		47,058		71,562
税引前当期純利益		1,460,356		1,652,192

法人税、住民税及び事業税	522,708	670,864
法人税等調整額	28,433	80,396
法人税等合計	551,142	590,468
当期純利益	909,213	1,061,724

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準備金	資本剰 余金合 計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,830,629	9,729,121	11,295,621	822,124	822,124	12,117,745
当期変動額											
剰余金の配当						33,000	33,000	33,000			33,000
当期純利益						909,213	909,213	909,213			909,213
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									38,563	38,563	38,563
当期変動額合計						876,213	876,213	876,213	38,563	38,563	914,777
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	4,706,843	10,605,335	12,171,835	860,687	860,687	13,032,522

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準備金	資本剰 余金合 計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	4,706,843	10,605,335	12,171,835	860,687	860,687	13,032,522
会計方針の変更 による累積的影 響額						290	290	290			290
会計方針の変更を 反映した当期首残 高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	4,707,133	10,605,625	12,172,125	860,687	860,687	13,032,813
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						1,061,724	1,061,724	1,061,724			1,061,724
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									235,909	235,909	235,909
当期変動額合計						1,020,474	1,020,474	1,020,474	235,909	235,909	1,256,384
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	5,727,608	11,626,100	13,192,600	1,096,597	1,096,597	14,289,197

## [注記事項]

## （重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～18年

器具備品 4～15年

## (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

## 3．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

## 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## （会計方針の変更）

## （退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げら

れた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が450千円減少し、利益剰余金が290千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は0円35銭増加しております。また、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、一般管理費の「給料・手当」に含めて表示しておりました「賞与」は、明瞭性の観点から、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、一般管理費の「給料・手当」に表示していた1,260,168千円は、「給料・手当」1,213,054千円、「賞与」47,114千円として組み替えております。

前事業年度において、営業外収益の「雑益」に含めて表示しておりました「受取負担金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。また、前事業年度において、独立掲記していた営業外収益の「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「雑益」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「雑益」に表示していた12,245千円は、「受取負担金」10,793千円、「雑益」1,452千円として組み替え、「投資有価証券売却益」に表示していた121千円は「雑益」として組み替えております。

前事業年度において、営業外費用の「雑損」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「雑損」に表示していた388千円は、「為替差損」291千円、「雑損」97千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	54,920千円	59,482千円
器具備品	142,553 "	142,476 "
計	197,474 "	201,959 "

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
受取配当金	92,430千円	57,670千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
器具備品	834千円	93千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000			825,000

## 2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	33,000	40	平成25年3月31日	平成25年6月26日

## 3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	平成26年3月31日	平成26年6月25日

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000			825,000

## 2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	平成26年3月31日	平成26年6月25日

## 3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	平成27年3月31日	平成27年6月25日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	8,848,385	8,848,385	
(2)有価証券	1,099,945	1,099,945	
(3)未収委託者報酬	1,092,403	1,092,403	
(4)投資有価証券	1,415,148	1,415,148	
(5)親会社株式	1,605,912	1,605,912	
(6)未払金（未払手数料）	530,103	530,103	
(7)未払法人税等	398,764	398,764	

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,448,189	11,448,189	
(2)有価証券	197,930	197,930	
(3)未収委託者報酬	1,279,777	1,279,777	
(4)投資有価証券	1,049,952	1,049,952	
(5)親会社株式	1,764,840	1,764,840	
(6)未払金（未払手数料）	655,783	655,783	
(7)未払法人税等	425,152	425,152	

### （注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（3）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	581,000	581,000

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,848,385			
未収委託者報酬	1,092,403			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	1,099,945	566,135	338,074	
合計	11,040,733	566,135	338,074	

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,448,189			
未収委託者報酬	1,279,777			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	197,930	474,917	146,462	
合計	12,925,897	474,917	146,462	

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,950,920	618,311	1,332,608
	(2) 債券 国債・地方債等	499,975	499,972	2
	社債			
	その他			

	(3) その他	619,622	561,226	58,395
小計		3,070,517	1,679,510	1,391,006
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	599,970	599,971	1
小計		1,050,488	1,107,096	56,607
合計		4,121,005	2,786,606	1,334,399

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 581,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	2,136,886	618,311	1,518,574
小計		2,823,834	1,121,910	1,701,923
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	188,887	328,500	139,612
小計		188,887	328,500	139,612
合計		3,012,722	1,450,410	1,562,311

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 581,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額

(1) 株式			
(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
(3) その他	19,804	121	
合計	19,804	121	

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式			
(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
(3) その他	369,277	46,700	13,422
合計	369,277	46,700	13,422

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	当事業年度 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
退職給付債務の期首残高	429,752	449,398
会計方針の変更による累積的影響額		450
会計方針の変更を反映した期首残高	429,752	448,948
勤務費用	41,395	43,495
利息費用	4,254	2,918
数理計算上の差異の発生額	5,010	11,930
退職給付の支払額	31,013	25,323
退職給付債務の期末残高	449,398	481,968

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	205,027	236,284
期待運用収益	1,025	1,181
数理計算上の差異の発生額	25,773	12,109
事業主からの拠出額	71,191	72,675
退職給付の支払額	15,186	13,189
年金資産の期末残高	236,284	284,842

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	225,269	240,900
年金資産	236,284	284,842
	11,015	43,941
非積立型制度の退職給付債務	224,129	241,067
未積立退職給付債務	213,113	197,126
未認識数理計算上の差異	4,722	29,307
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	208,391	167,818
退職給付引当金	208,391	218,014
前払年金費用		50,196
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	208,391	167,818

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
勤務費用	41,395	43,495
利息費用	4,254	2,918
期待運用収益	1,025	1,181
数理計算上の差異の費用処理額	2,950	545
確定給付制度に係る退職給付費用	41,674	44,686

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
株式	41.5%	43.3%
一般勘定	35.9%	32.4%
債券	20.3%	22.0%
その他	2.3%	2.3%

合計	100.0%	100.0%
----	--------	--------

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度	当事業年度
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
割引率	0.64%	0.41%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度13,069千円、当事業年度13,409千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(平成26年3月31日)		(平成27年3月31日)	
繰延税金資産				
退職給付引当金	73,979	千円	70,418	千円
役員退職慰労引当金	12,946	"	8,753	"
賞与引当金			12,436	"
ゴルフ会員権評価損	2,131	"	1,939	"
貸倒引当金	5,151	"	4,686	"
その他有価証券評価差額金	20,095	"	26,315	"
投資有価証券評価損	3,002	"	21,952	"
未払広告宣伝費	31,522	"	79,877	"
資産除去債務	11,618	"	10,753	"
未払事業税	29,942	"	32,388	"
その他	10,925	"	32,865	"
繰延税金資産の合計	201,314	"	302,388	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	493,807	"	550,170	"
未収配当金	19,682	"	19,533	"
資産除去債務	6,675	"	5,228	"
前払年金費用			16,213	"
繰延税金負債の合計	520,165	"	591,145	"
繰延税金資産(負債)の純額	318,850	"	288,756	"

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が32,281千円減少し、法人税等調整額が19,124千円、その他有価証券評価差額金が51,405千円増加しております。

#### （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

##### 1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

##### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
期首残高	32,175	千円	32,728	千円
時の経過による調整額	553	"	563	"
期末残高	32,728	千円	33,292	千円

#### （セグメント情報等）

##### 1. セグメント情報

###### （1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

- (2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法  
報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。
- (3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)  
報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。
- 当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)  
報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。
- (4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)  
前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)  
報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。
- 当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)  
報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	3,709,820 (注1)	未払手数料	338,185 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	3,739,886 (注1)	未払手数料	269,932 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	15,796円99銭	17,320円23銭
1株当たり当期純利益金額	1,102円07銭	1,286円93銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当期純利益金額	909,213千円	1,061,724千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純利益	909,213千円	1,061,724千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	825,000株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額	13,032,522千円	14,289,197千円
純資産の部から控除する合計額		
普通株式に係る期末の純資産額	13,032,522千円	14,289,197千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	825,000株

(重要な後発事象)

投資に係る重要な事象

当社は、平成27年6月19日開催の取締役会において、投資有価証券(3,500,000千円)を取得することについて決議しました。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		9,332,382
有価証券		2,138
未収委託者報酬		1,256,501
未収運用受託報酬		7,758
未収投資助言報酬		33,365
繰延税金資産		80,837
その他の流動資産		58,221
流動資産合計		10,771,205
固定資産		
有形固定資産	1	123,807
無形固定資産		11,744
投資その他の資産		6,184,993
投資有価証券		5,994,499
その他		205,004
貸倒引当金		14,510
固定資産合計		6,320,545
資産合計		17,091,750

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		

預り金		14,876
前受運用受託報酬		4,966
未払金		708,709
未払収益分配金		23
未払償還金		3,795
未払手数料		640,906
その他未払金		63,984
賞与引当金		18,852
未払法人税等		469,221
その他流動負債	2	461,065
流動負債合計		1,677,690
固定負債		
退職給付引当金		224,599
役員退職慰労引当金		29,810
繰延税金負債		218,873
資産除去債務		33,578
固定負債合計		506,861
負債合計		2,184,551
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		566,500
資本剰余金合計		566,500
利益剰余金		
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		5,718,662
繰越利益剰余金		6,805,924
利益剰余金合計		12,704,416
株主資本合計		14,270,916
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		636,283
評価・換算差額等合計		636,283
純資産合計		14,907,199
負債・純資産合計		17,091,750

## (2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

	当中間会計期間
	(自 平成27年4月1日
	至 平成27年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	8,834,447
運用受託報酬	13,170
投資助言報酬	17,196
営業収益合計	8,864,815
営業費用	6,065,333
一般管理費	1,191,568

営業利益		1,607,913
営業外収益	1	27,702
営業外費用		83
経常利益		1,635,532
特別利益	2	145,894
特別損失	3	102,202
税引前中間純利益		1,679,225
法人税、住民税及び事業税		490,104
法人税等調整額		69,554
法人税等合計		559,659
中間純利益		1,119,565

## (3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計
				別途 積立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	5,727,608	11,626,100	13,192,600	1,096,597	1,096,597	14,289,197
当中間期変動 額											
剰余金の配 当						41,250	41,250	41,250			41,250
中間純利益						1,119,565	1,119,565	1,119,565			1,119,565
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額（純 額）									460,314	460,314	460,314
当中間期変動 額合計						1,078,315	1,078,315	1,078,315	460,314	460,314	618,001
当中間期末残 高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,805,924	12,704,416	14,270,916	636,283	636,283	14,907,199

## 重要な会計方針

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## その他有価証券

## 時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

## 時価のないもの

総平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～18年

器具備品 4～15年

## (2)無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

## 3.引当金の計上基準

### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。

### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

## 4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

#### 1有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
建物	61,700千円
器具備品	152,055 "
計	213,756 "

#### 2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

### (中間損益計算書関係)

1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
受取配当金	19,395千円
受取利息	924 "
為替差益	2,054 "
受取負担金	4,189 "

2特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
有価証券売却益	68,676千円
投資有価証券売却益	42,145千円
投資有価証券償還益	35,073千円

3特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
有価証券償還損	12,957千円
投資有価証券売却損	67,629千円
投資有価証券評価損	21,615千円

4減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
有形固定資産	15,492千円
無形固定資産	1,319 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	825,000			825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

す。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	9,332,382	9,332,382	
(2)有価証券	2,138	2,138	
(3)未収委託者報酬	1,256,501	1,256,501	
(4)投資有価証券	5,413,498	5,413,498	
(5)未払金（未払手数料）	640,906	640,906	
(6)未払法人税等	469,221	469,221	

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（3）未収委託者報酬、（5）未払金（未払手数料）、（6）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	当中間会計期間 （平成27年9月30日）
非上場株式	581,000

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間（平成27年9月30日）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	1,647,474	605,961	1,041,512
	（2）債券 国債・地方債等 社債 その他			
	（3）その他			
小計		1,847,900	773,040	1,074,859
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式 （2）債券 国債・地方債等	10,790	12,350	1,560

	社債 その他 (3) その他	3,556,947	3,690,385	133,437
小計		3,567,737	3,702,735	134,997
合計		5,415,637	4,475,775	939,861

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 581,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの  
当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	
期首残高	33,292	千円
時の経過による調整額	286	"
当中間会計期間末残高	33,578	千円

#### (セグメント情報等)

##### 1. セグメント情報

当中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

当中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

###### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 地域ごとの情報

###### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

##### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	18,069円33銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	14,907,199
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	14,907,199
普通株式の発行済株式数(株)	825,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	825,000

	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	1,357円04銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,119,565
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,119,565
普通株式の期中平均株式数(株)	825,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1)「受託会社」

株式会社りそな銀行

資本金の額

平成27年3月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」(資本金の額は、平成27年3月末日現在)

名称	資本金の額(百万円)	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	8,000	
臼木証券株式会社	255	
阿波証券株式会社	100	
永和証券株式会社	500	
株式会社 S B I 証券	47,937	
香川証券株式会社	555	
寿証券株式会社	305	
株式会社 しん証券さかもと	450	
三縁証券株式会社	150	
静岡東海証券株式会社	600	
大山日ノ丸証券株式会社	215	
東武証券株式会社	420	
播陽証券株式会社	112	
光証券株式会社	513	
フィデリティ証券株式会社	6,775	
益茂証券株式会社	515	
岡三にいがた証券株式会社	852	
三木証券株式会社	500	
三田証券株式会社	500	
八幡証券株式会社	2,000	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社 イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 千葉興業銀行	57,941	
株式会社 東北銀行	13,233	

### 3【資本関係】

<更新後>

(持株比率5.0%以上を記載します。)

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株(持株比率6.31%)保有しています。

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株(持株比率6.09%)保有しています。

### 第3【その他】

<訂正前>

- 1 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。
- 2 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類等を記載し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示する場合があります。
- 3 投資信託説明書（交付目論見書）のファンドの目的・特色に、指数、グラフ等を記載することがあります。
- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの約款を添付します。
- 5 投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）は、インターネットなどに掲載されることがあります。

<訂正後>

- 1 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。また、インターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）も掲載する場合があります。
- 2 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類等を記載し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示する場合があります。
- 3 投資信託説明書（交付目論見書）のファンドの目的・特色に、指数、グラフ等を記載することがあります。
- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの約款を添付します。
- 5 投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）は、インターネットなどに掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年12月3日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 助川正文 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 宝金正典 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「シェール関連株オープン」の平成27年4月10日から平成27年10月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「シェール関連株オープン」の平成27年10月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 宝金正典 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年6月19日開催の取締役会において、投資有価証券を取得することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月11日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 宝金正典 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。